

次のとおり公募に付する。

令和 6 年 4 月 23 日

沿岸広域振興局長 工藤 直樹

## 1 公募に付する事項

### (1) 業務名

環境負荷軽減型草地改良実証（管理・整理）業務委託

### (2) 業務内容

化学肥料使用量を低減し、その代替として堆肥を活用した草地改良を実証するため、草地改良を行う畜産経営体等に対する必要資材の手配・供給、草地改良に係る施工管理及び草地改良に要した作業時間の整理を行うもの。

ア 草地改良資材の購入・提供

資材提供先

①下閉伊郡岩泉町岩泉字室場 地内 草地面積 2.5 h a

②下閉伊郡岩泉町門字国境 地内 草地面積 1.8 h a

イ 草地改良の施工管理

ウ 草地改良に要した作業時間の整理

## 2 応募要件に関する事項

(1) 地方公共団体、J A、飼料生産組織（農事組合法人、株式会社、有限会社、公社、任意組織（3戸以上で代表者の定めがあり、組織運営に関する規約の定めがある者に限る））であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 岩手県から受託業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 役員等が、宗教活動や政治活動を主体とする目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者ではないこと。

## 3 業務の仕様

別紙仕様書のとおり

## 4 委託業務実施期間

委託契約締結の翌日から令和 6 年 11 月 29 日までとする。

## 5 参加意思確認書の提出期限

### (1) 提出期限

令和 6 年 5 月 9 日（木曜） 必着

### (2) 提出場所

沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター 担当：佐々木 義照

TEL：0193-64-2214 FAX：0193-64-5631

- (3) 提出方法  
直接持参又は郵送
- (4) 参加意思確認書  
別添様式のとおり

6 参加予定人の選定方法  
要件を満たす応募者が1者のときは、契約予定人として決定する。

7 応募要件の無効  
要件を満たさないもの及びその他公募条件に違反した者の参加意思確認書は無効とする。

8 その他

- (1) この公募は、随意契約による相手方を選定するために行う参加者の有無を確認する手続きである。
- (2) 要件を満たす応募者が複数存在するときは、一般競争入札へ移行する。  
なお、要件を満たす応募者は、一般競争入札への参加者となることができる。
- (3) 次のいずれかの場合は、契約候補者と個別に交渉し、契約予定人とすることがある。
  - ア 応募者に要件を満たす者がいないとき
  - イ 応募者がいないとき